

目次

はじめに2

1. 介護保険制度とは 3



1-1 介護保険制度の仕組み 3

1-2 介護保険サービス利用の流れ 5

2. 介護保険サービスを使う 9



2-1 居宅サービス 9

2-2 施設サービス 13

2-3 介護予防サービス 15

2-4 地域密着型サービス 19

2-5 安心かつ自立した生活のためのサービス 23

2-6 介護予防・日常生活支援総合事業 26

3. サービスに関する費用について 28



3-1 介護サービス利用料 28

3-2 費用負担の軽減 29

4. 介護保険料について 33



5. 栃木市の高齢者向けサービス 37



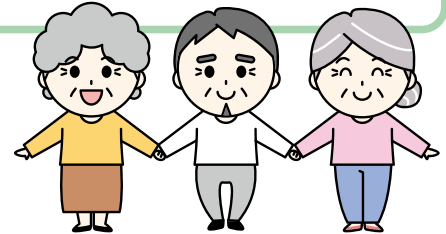
デジタル版を栃木市HPに
掲載しています。▶



はじめに

介護保険とは

年齢を重ねていくにつれ生じる心身の変化によって要介護状態になっても、誰もが必要なサービスを受け、それぞれが“できること”に応じた生活を送れるように、40歳以上の全ての方に加入いただいております。納めていただいた介護保険料によって運営されている「介護が必要なときに、必要なだけ使うために、皆で助け合う」制度です。



介護保険制度によって受けることのできるサービス

介護保険には、さまざまなサービスがあります。

※要支援の方はカッコ内のページをご覧ください。

自宅で日常生活の手助けがほしいときは？

- 訪問介護／訪問型サービス・・・P.9 (P.25)
- 訪問入浴介護・・・P.10 (P.15)
- 夜間対応型訪問介護・・・P.19 —

自宅でリハビリや医療的なチェックを受けたいときは？

- 訪問リハビリテーション・・・P.10 (P.15)
- 訪問看護・・・P.10 (P.16)
- 居宅療養管理指導・・・P.10 (P.16)

自宅でお風呂に入りたけれど、1人では難しいときは？

- 訪問入浴介護・・・P.10 (P.15)

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したりしたいときは？

- 通所介護／通所型サービス・・・P.11 (P.26、27)
- 通所リハビリテーション・・・P.11 (P.16)
- 認知症対応型通所介護・・・P.20 —
- 地域密着型通所介護・・・P.20 —

家族介護者の負担を軽減したいときは？

- 通所介護／通所型サービス・・・P.11 (P.26、27)
- 通所リハビリテーション・・・P.11 (P.16)
- 短期入所生活介護・・・P.12 (P.17)
- 短期入所療養介護・・・P.12 (P.17)
- 認知症対応型通所介護・・・P.20 —
- 地域密着型通所介護・・・P.20 —

夜間に介護をしてほしいときは？

- 夜間対応型訪問介護・・・P.19 —
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・P.19 —

施設に入りたい、施設でサービスを受けたい時は？

- 各施設の紹介・・・P.13、14、22
- 特定入居者生活介護・・・P.11 (P.18)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護・・・P.22 —